



知的財産訴訟検討会(第12回) 議事録

(司法制度改革推進本部事務局)

- 1 日時
平成15年10月6日(月) 13:30 ~ 17:00
- 2 場所
司法制度改革推進本部事務局第1会議室
- 3 出席者
(委員)
伊藤 眞(座長)、阿部一正、荒井寿光、飯村敏明、小野瀬 厚、加藤 恒、小林昭寛、櫻井敬子、沢山博史、末吉 互、中山信弘(敬称略)
(説明者)
土井俊一(内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官)
長谷部恭男(東京大学教授)
戸波江二(早稲田大学教授)
(事務局)
古口章事務局次長、近藤昌昭参事官、吉村真幸企画官、滝口尚良企画官
(関係省庁・団体)
法務省、最高裁判所、特許庁、日本弁護士連合会、日本弁理士会
- 4 議題等
(1)知的財産戦略本部における専門調査会について
(2)営業秘密が問題となる訴訟における公開停止についての憲法上の論点に関するヒアリング
(3)侵害訴訟と無効審判の関係等について
(4)その他
- 5 議 事
[開会]
伊藤座長 それでは、定刻でございますので、第12回知的財産訴訟検討会を開催させていただきます。御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
今回は、まず初めに営業秘密が問題となる知的財産訴訟における営業秘密の保護に関する論点について、裁判の公開停止を中心に、憲法を御専攻であり、特に裁判の公開について造詣の深い、東京大学の長谷部恭男教授、早稲田大学の戸波江二教授のお二人の先生からお話をいただき、質疑応答を通じて議論を深めていきたいと存じます。
長谷部教授、戸波教授におかれましては、御多忙の中、本日お越しいただきまして、心から御礼申し上げます。
また、休憩の後は、第1論点の侵害訴訟と無効審判の関係につきまして、3巡目の検討を行う予定です。
それでは、まず事務局からお手元の資料の確認をしていただきます。

近藤参事官 それでは、配布資料について御説明いたします。
資料1としまして、長谷部教授のヒアリング関係のメモでございます。
資料2といたしまして、同じく戸波教授の営業秘密に関するメモでございます。
資料3は、事務局作成の、公開停止に関する論点をまとめたものでございます。
資料4は、公開停止についての人事訴訟法22条に関する抜粋でございます。
資料5は「人事訴訟における当事者尋問等の公開停止と憲法第82条との関係について」ということで、これはNBLの中から抜粋したものを配布させていただいております。議論の参考になるのではないかとと思われます。
資料6は「侵害訴訟と無効審判の関係等について」、事務局のレジュメでございます。
そのほかの資料といたしまして、飯村委員配布資料として「侵害訴訟と無効審判の関係等についての意見」。
知的財産戦略推進事務局配布の資料といたしまして、「『知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画』の重要政策課題に関する専門調査会の設置について」という資料を配布させていただいております。
そのほか、知的財産推進計画冊子。
それから、これは資料目録には記載しておりませんが、司法制度改革関係のパンフレットをつくりましたので、これも参考に配布させていただいております。
メインテーブルの席上ですけれども、大阪弁護士会の意見書、知財高裁に関するものですが、意見が事務局の方に送られてきましたので、参考に配布させていただいております。その

近藤参事官 資料6の1ページ目の「議論の方向性」のところを見ていただきたいと思います
が、3点指摘させていただいております。

具体的には、1番目として紛争の合理的解決の観点からは、侵害訴訟と無効審判の役割分担にも配慮しつつ、侵害訴訟においても一定の場合に特許の有効性に関する主張・判断をできることとすることについて、どのように考えるか。

2点目としまして、その場合には、侵害訴訟における無効判断と無効審判の判断との齟齬防止、審理の迅速性の確保等の観点から、どのような方策を採用すべきか。

3点目としまして、侵害訴訟における特許無効の主張に対する権利者の防御手段は、どのように確保すべきか。

続いて、2ページ目から、今、御説明した議論の方向性の1から3に対応する形で、甲案から丙案までの3つの具体案を提示しております。

これらの3つの案においては、侵害訴訟中の無効判断は相対効となっております。

まず甲案ですが、この案の主な特徴は明白性要件を撤廃して、無効理由の存否を判断することとしているとともに、侵害訴訟係属中は訴訟当事者による無効審判請求を遮断している点です。

具体的には、1として、侵害訴訟における特許が特許法の第123条1項の各号の一に該当する旨の抗弁が主張されたときは、裁判所は明白性の要件なくして、これを判断することとし、その主張に理由があると認められるときは、差止請求・損害賠償請求等の権利行使を認めない。

2番目として、侵害訴訟係属中は非権利者当事者による無効審判の請求は認めない。

3番目として、侵害裁判所において訂正の主張をできるようにする。

(注1)では、他の乙案、丙案においても共通する考え方としまして、出願公開に伴う補償金請求権についても、権利行使を認めないこととするという考え方について紹介しております。

また(注3)としては、侵害訴訟において訂正の主張を認める代わりに、特許庁に対し、訂正審判を請求することで対応することとしてもやむを得ないとの意見もあったことを紹介しております。

続いて、乙案ですが、明白性要件を撤廃して、無効理由の存否を判断することとしている点で甲案と同様ですが、この案の特徴は侵害訴訟係属中の訴訟当事者による無効審判請求を制限することなく、請求のあった無効審判を早期審理の対象とすることとしている点です。

具体的には、1として、侵害訴訟において、特許が特許法123条第1項の各号の事由のいずれかに該当することを理由として、権利濫用である旨の抗弁が主張されたときは、裁判所は特別の事情のある場合を除き、明白性の要件なくしてこれを判断することとし、その主張に理由があると認められるときは、差止請求・損害賠償請求等の権利行使を認めない。

2として、対世的な無効を求める当事者の無効審判請求は制限しないが、侵害訴訟係属中に非権利者側当事者から請求があった無効審判については、早期審理の対象として、判断齟齬を防止する。また、無効審判を審理する審判合議体が侵害訴訟における特許無効に関する主張・立証の内容を入手できるようにする等、両者の進行調整を充実させる。

3として、特許庁においても訂正審判を請求する現行法の下で、侵害訴訟係属中に訴訟当事者から請求があった訂正審判については、早期審理の対象として権利者の防御を図る。

また(注1)として、無効事由そのものではなく、権利濫用の事由が抗弁の内容となることとして、例えば「提訴時に現に係属し又は提訴後に請求される無効審判により特許が無効とされるものと認められること」等を要件とすることも考えられることを指摘させていただいております。

(注3)として、訴訟遅延を目的とする濫用的な権利行使阻止抗弁が提出された場合に、これを却下できるようにする。あるいは、そのような抗弁の提出を「特別の事情」に含ませて、権利行使阻止抗弁を機能なくさせるような手当ても考えられることを挙げております。

最後に丙案ですが、これは明らか要件を維持しつつ、特許の無効理由の存在を理由とする権利濫用の抗弁を認めることとするものです。この丙案は、キルビー判決の最高裁判決を条文化したというふうには考えられますが、丙案の2と3において、乙案と同じような手当てを施すということで、現状よりもよりよいものにしようという趣旨でございます。

次に5ページからは、今、御説明した3つの具体案について、御議論いただく際に考慮すべき論点を挙げております。

1番目の「明白性要件の意義」のところですが、まずキルビー判決において要求している明白性の要件は何のために必要であるのか。

特に一番下の、キルビー判決の判示内容を変更し、仮に明白性要件を撤廃して権利行使阻止抗弁を認めることとした場合の、訴訟当事者の利益・不利益についてどう考えるか。

なお、キルビー判決の最高裁判所判例解説では、無効理由が存在することが明らかな特許権の行使は、衡平を欠くものであるが、単に特許登録要件を欠くというだけで、権限ある行政庁の判断を経ることなく、特許権の行使を許さないとするのは、逆に特許権者にとって不利益である旨の指摘がされております。

2の、理論的、実務的な観点というところで、として書かれているところは、行政と司法の権限の区分として、特許権が行政庁の公定力ある行政処分により付与され、その無効は特許庁自らの審判のみによって対世的に確定される制度の構造の下で、有効なものとして存続している特許権に基づく侵害訴訟における判断事項は、法律上特許庁の専権事項である特許の有効・無効そのものではありえず、権利阻止抗弁として権利濫用を基礎付ける別の事実(例えば、特許が無効であることが明らかであること等)でなければならないという考え方について、どのように考えるか。

として、仮に明白性の要件なしに被告が特許無効の抗弁を主張できることとなると、真に有効な特許権を侵害された特許権者としては、有効な特許権に基づいて権利侵害の排除、又は被害回復のために訴訟を提起しているにもかかわらず、侵害者の主張するすべての無効事由に対して、相当の労力と費用を費やして、相応の反論と反証を尽くさない限り権利を実現できないことになり、特許権者と侵害者との間の衡平を損なうとともに、審理の大幅な遅延をもたらす結果を来すとの考え方について、どのように考えるか。

として、他方仮に明白性要件の存在を前提として、特許無効の抗弁を主張できることとした場合、対世的な無効まで求めない当事者が安全を見込んで、結局特許無効審判を請求せざるを得ない不利益について、どのように考えるか。

ちょっと飛ばしまして、3の仮に明白性要件を撤廃する場合の別途の手当てについてという部分ですが、明白性要件を撤廃した場合の手当てを別途設ける必要性について、以下のような意見が出されているがどう考えるか。

として、要件撤廃による安全弁が必要であり、その安全弁として、裁判所で扱いきれない無効判断を無効審判で行うことがよいのではないか。

として、合理的な訴訟遂行を行う当事者ばかりでないことから、遅い段階で20も30も無効理由を挙げる者に対しては、時機に後れたものとして手続法的に対処することも必要ではないか。

として、特許庁と裁判所との間で判断の齟齬が生じ、事後処理が大変になる。

として、明白性要件を撤廃すると、原告・被告間のバランスを欠き、非権利者側が強くなり過ぎ、権利者側にとって酷くなるのではないか。権利者側はそのような多くの無効理由について、全部逐一反論を加えなければ救済されないということになると、権利者而非権利者の新たなアンバランスを呼ぶ。

これらの意見を踏まえて、どのようなことを考えるかということで、最初の としては、上記の意見に対しては、裁判所は、無効審判の請求を促し、早期審理に対応することはどうか。

それから、上記 の意見に対して、訴訟遅延等を目的とする濫用的な権利行使阻止抗弁が提出された場合には、これを却下できるようにすることはどうか。あるいは、そのような抗弁が提出されたことを、「特別の事情」に含ませて、権利行使阻止抗弁を機能しなくさせることはどうか。

上記 の意見に対しては、侵害訴訟が係属している無効審判を早期審理の対象とすることで対応することはどうか。両者の判断が齟齬するおそれがあると認められるときは、裁判所は裁量で訴訟手続を中止することはどうか。さらに、侵害訴訟と並行する無効審判を審理する審判合議体が侵害訴訟における特許無効に関する主張・立証の内容を入手できるようにすることはどうか。

4として、「特別の事情」による抗弁の否定というところですが、訂正審判又は無効審判における訂正請求によって、侵害訴訟における無効判断と無効審判等における判断の基礎となる特許請求の範囲が異なってしまう場合等「特別の事情」がある場合には、適正判断の確保・侵害訴訟の早期解決・事案の合理的な解決の観点から、権利行使阻止抗弁を認めないこととするかどうか。

濫用的な権利行使阻止抗弁が提出された場合も含めることができるか。ということを指摘させていただいております。

5として、紛争の一回的解決ないし合理的解決に当たり考慮すべき事項として記載されているところとしては、2つ目のボツの無効審判の請求を遮断することについては、一回的解決を重視すると、無効審判の請求の遮断は必要である、というような肯定的な意見がある一方で、無効審判制度の存続を前提とすると、特許の無効について対世効を求める当事者に対して無効審判の請求を一時的にせよ制限することは、裁判を受ける権利との関係で問題ではないかとの指摘もある。

さらには、無効審判の請求を遮断した場合の効果有疑问視する以下 のような意見があるが、どう考えるか。無効審判の請求を遮断した場合の問題を解決する方途はあるか。かえって無効審判の請求があり得ることを前提にこれを積極的に活用することを考える余地はないか。

としては、無効審判請求を遮断するとダミー請求をかえって誘発するのではないか。無効審判を遮断しない方が、結果的には裁判所と特許庁との間の情報交換により円満な紛争解決ができるのではないか。

としては、無効審判を遮断するもののダミー請求があるとすると、なかなか和解ができないのではないかという指摘でございます。

6としまして、無効判断の実質的効力を担保するための手当てとしまして、そこで書かせていただいているのは、裁判所又は特許庁のホームページの活用。判決について特許番号の情報を付加し、ホームページにおいて特許番号に基づいて該当判決を検索できるようにするということはどうか。

7として、訴訟と審判における判断相互の関係ですが、侵害訴訟における権利行使阻止抗弁の主張についての裁判所の判断と無効審判の請求についての判断との間に齟齬が生じた場合における再審等の規定の要否についてどのように考えるか。

8として、特許以外の知的財産権の取扱い、これまで特許侵害訴訟を中心に議論しておりますが、特許以外の実用新案権・意匠権・商標権の侵害訴訟においても、特許権に関する権利行使阻止抗弁と同様に、登録無効事由の存在等を理由とする権利濫用等の抗弁を認めることとする必要はあるか。

以上です。

伊藤座長 それでは、ただいま事務局から説明がございました、侵害訴訟と無効審判の関係等について、御意見、御質問をお願いしたいと存じます。ただいま説明がございましたが、5ページ以降の考慮すべき論点について御配慮いただきながら、具体的に甲案、乙案、丙案のいずれが最も合理的かといったことにつきましても、御発言いただければと存じます。

加藤委員 私としては、基本的に甲案を支持したいと思います。乙案との関係についてはまた別途述べますが、まず甲案において特に重要な第2項、非権利者当事者による無効審判の請求は認めない。つまり無効審判の遮断をすることは、やはり紛争の一回的解決ということを中心として考えた場合については、こうせざるを得ないのではないかと考えます。

なお、ダミー請求との関係においては、非権利者当事者のみならず、当該非権利者当事者が第三者をして請求させることも認めないというような形にしたらいかがかなと思います。ただし、この場合は立証可能性等の問題が若干残りますので、少し考える必要はあるかとは思いますが。

それから、甲案第3項の侵害裁判所において訂正の主張をできるようにするという点については、これを希望するものでありますが、前回も出させていただいたとおり、特許付与が行政処分という性格を考えた場合に、特許庁において訂正審判によることについては、やむを得ないという考え方を持っております。

なお、乙案との関係でございますが、乙案第2項、第3項に言っている、同一対象特許について無効審判請求に係っていた場合については、早期審理の対象とすとか、特許庁及び裁判所の進行調整を充実すとか、あるいは訂正審判について早期審理の対象とするという点に

ついては、これは否定するものではなく、むしろ支持するものであります。つまりいかなる甲案、乙案、あるいは丙案が選ばれたとしても、こういった早期審理型の促進というのは、必要になってくるものではないかと考えます。つまり本来の利害関係人が既に無効審判を請求してきた場合ですとか、侵害訴訟を提起する直前に非権利者当事者が無効審判を請求してきた場合については、仮に無効審判を遮断したところでこういった早期審理の促進というのはいずれにしろ必要になることではないかと考えます。

そういった意味で、甲案を基本的に支持したいという意見でございます。

中山委員 今の御意見について内容的にお伺いしたいのですけれども、裁判で無効の主張が出ると、訂正は特許庁にもっていくわけですね。その限りでは並行してやってもらうということですか、その場合は裁判は停止するのでしょうか。訂正審判の審判が確定するのを待って、そしてまた改めて前の無効と違う無効を言うということになるのでしょうか。

加藤委員 訂正主張がされた場合については、ここは一旦特許庁へ行かざるを得ないということまではわかりましたということを行っているのです。

中山委員 そうすると、一回的解決の趣旨からすると、同じようなことになるのではないかと質問です。

加藤委員 ですから、侵害裁判所において訂正主張ができるのは、一回的解決が当然望ましいわけですが、訂正の問題の大きさ、性格からして、これはどうしようもないじゃないですかという意味で、無効で争う点については、侵害訴訟の方で一本化したらどうかという意味合いでございます。

つまり、紛争の一回的解決を基本にするために、やはりできる範囲では無効審判を遮断することはできないかと。ただし、訂正を主張して、訂正を実際にかけるという点については、侵害裁判所ではやりようがないので、そこはあきらめますという考え方でございます。

阿部委員 もう一つ、失礼ですけれども、加藤さんに、その場合に訂正の主張だけをしますと、特許庁では対審構造にはならないだろうと思います。無効の審判をやって、その後訂正をやれば対審構造で、そうするとやはり自分も入れるというふうに言いたいのだろうと思うのです、一回的解決と言っているから。そうすると、無効審判がまず前提にないと、対審構造にならなくなってしまうので、そこがどうなるかが若干気になるころなのではないかと。

中山委員 それを聞きかかったわけですね。訂正しますよね。そうすると、またそれについて裁判の方に戻って、裁判でまた新たな無効の主張をすれば、それでまた訂正をする、そしてまた訂正審判を提起するという、かえって時間がかかるのではないかと、その辺を聞きかかったわけですね。だから、一回と決めてやるならもう訂正審判なんかやめてしまうという以外にないのではないかと。それがやめられないのなら、一回的解決というのは可能かなということも聞きかかったわけですね。だから、阿部委員と同じ趣旨の質問なのではないかと。

飯村委員 加藤委員に対する質問です。甲案の2では、非権利者による無効審判の請求を認めないのですが、これは侵害訴訟係属中とはいう期間的な限定が付いています。そこで、非権利者が、侵害訴訟において、無効の主張が通らなかった場合には、侵害訴訟が終わった後においては、更に無効審判請求を起こせることとなりますが、そうすると究極的な紛争の一回的解決の実現等の目的には沿ってないのではないかと気がするのですが、その点はいかがでしょう。

加藤委員 飯村委員の御質問のポイントは、非権利者当事者が侵害訴訟において負けたケースということですか。

飯村委員 負けたケースにおいては、より鮮明に出てくるという意味で質問しました。

加藤委員 基本的には、多分非権利者当事者が勝ったケースについて、侵害訴訟終了後無効審判がかかるということは、余り多くないのではないかと思います。したがって、負けたケースを想定して考えますと、多分侵害訴訟係属中というのは一審なり二審なり進んで、それで決着が付いた場合だと思えます。そこで、それでも納得いかないということで、無効審判請求というのはあり得るとは思いますが、ケースとしては非常に少ないのではないかと。したがって、そこまでは考慮しておりません。

ケースとしては、もちろん侵害訴訟係属中でしか無効審判の遮断はできないという前提に立っておりますので、終わった後無効審判を再度請求して蒸し返してひっくり返る可能性はやむを得ないと考えてございます。

伊藤座長 加藤委員への御質問が相次いでいるようですが、加藤委員ももちろんお答えになっていただくのは結構ですが、それぞれ皆さんの支持されるお考えを述べていただくのがいいのではないかと思いますので、どうぞその点御配慮いただいております。

小林委員 甲案、乙案、丙案の3つのうちの選択という観点からいいますと、乙案が一番合理的ではないかと思っております。

1点目の、明らか要件につきましては、以前までの会合で申し上げたとおり、侵害訴訟が係属したときには、有効・無効の論点だけでなく、ほかの論点も含めて全体的に解決するというのが、制度としては合理的なのではないかと思っております。

議論になっていました。2. の無効審判の請求を遮断することの是非につきましては、何点かコメントさせていただきたいのですけれども、まず第1に前回までの議論の中で、無効審判制度と侵害訴訟中の無効判断というのは、制度としては全く別物だという理解で議論が進んできていると思っておりますけれども、そうだとすると特許等の無効につきましては、無効審判制度が基本

型だと思っております、少なくとも侵害訴訟が起きていないときには無効審判を使うことになると思います。

侵害訴訟中の無効判断について、拡充すべきだとしても、これはあくまでも補助的なものにとどまるのではないかと考えております。

それぞれの制度によって、それぞれのメリット、特徴があるわけですから、必ずそこはニーズがあるということで、それを強引に1つにするのは、かなり無理があるのではないかと考えております。

2点目としましては、非権利者側の訴訟当事者と権利者との間の利益のバランスということでございますけれども、非権利者側の訴訟当事者は、今の遮断の案でいきますと、侵害訴訟が提起されると突然に侵害訴訟中の無効判断しか求められないということになって、無効審判制度を利用することができなくなるといったことになるとは思いますけれども、そうしますと無効審判制度の特徴である対世効であるとか、職権審理、あるいは訂正請求についての反論の機会、また、現在訂正審判が行われると、それに対する反論ということは無効審判がその後すぐに行われることがありますけれども、そういった形での制度の利用ができなくなると思います。

そもそも翻って考えてみますと、特許権者が侵害訴訟を起こしたという事情はあるのですけれども、だからといっていきなり非権利者側当事者の攻撃機会が、それをもって制限されなければならないという理由はないだろうと思うのです。攻撃の数の観点から見ますと、通常の場合には無効審判請求が2件以上されることはあり得るわけですから、侵害訴訟が係属したことだけをもって、そのときには無効審判が請求できなくなる、そういうふうにしなければならないという合理的な理由はないだろうと思うのです。

確かに、真に権利が有効で、かつ真の侵害者を訴えているケースというのは、特許権者にとって有利に扱ってあげたいという気持ちはわかるのですけれども、ただそれは訴訟の結果明らかになることであって、最初からそこはわからない、ひょっとしたら無効の理由を含む権利をもって、侵害ではない人を訴えているという可能性もないわけではないですから、単に侵害訴訟を起こしたからというだけで、そのような取扱いをしていい理由はないだろうと思います。

それから、そういう考慮があったかどうかわかりませんが、ほかの国でも一般論からいけば、対世効を持つ無効判断というのは、常に侵害訴訟中の抗弁とは別に認めているのが国際相場だろうと思います。

3点目としましては、これは先ほど飯村委員の方から御指摘のあった点ですが、事前又は事後の無効審判請求というのが、どちらにしても増えてしまうのではないかと思うのです。事前と申しますのは、侵害訴訟が提起されれば反撃の手足を縛られるわけですから、当然警告書等のやり取りがあれば、その時点で無効審判を請求することが一番得だという話になって、かえって予防的な無効審判請求が増えてしまう。これは権利者にとっても必ずしも好ましいことではないと思います。事後的な無効審判というのは、侵害訴訟中で権利が有効だという判断が出た場合には、結局のところその侵害訴訟の係属が終われば、少なくとも無効審判を請求することができるようにしなければならないと思いますから、そうだとするとせっかくなら一回で解決できたはずのものが、あとから無効審判が請求されれば、その結論はどうなるかわからないわけですから、結局全体の解決が長引いてしまうという結果にもなりかねないというような不具合もあるかと思えます。

4点目は、裁判所の体制ないしは運用との関係ですけれども、このペーパーの中でも明らか要件を撤廃する代わりのある種の安全弁として、裁判所が当事者に対して無効審判の請求を促す運用というのが提案されておりますけれども、ところが無効審判請求ができないことになってしまふと、そういう運用も取りようがないということになります。そういう運用を取ろうと思うケースというのは、無効審判請求させる方が適切だという事案だと思っておりますので、それを全くなしにしてしまうということは、かえって無効審判請求人だけでなく、両当事者にとって不都合があるのではないかと感じいたします。

ということで、審判請求の遮断につきましては、むしろしないでおいままで、他方で明らか要件を取れば、そもそも念のための無効審判請求というのが減っていくと思いますし、それから仮にそれがあったとしても、ここで提案されているような無効審判の処理ですとか、あるいは諸情報の共有ですとかで対応できると思います。裁判所の方からの促しということで審判請求があるのかもしれませんが、中止等のことにつきましても触れられておりますとおり、裁判所が両フォーラムの判断が食い違う可能性があるという場合には、現行でも中止規定がございますし、中止しないまでも、別の争点を審理しておけば無効審判の審決が出るとしても十分考えられるわけですから、そういった形で判断の齟齬を防止することもあろうかと思えます。

確かに、いわゆる二重対応負担の問題というのが、どうしても残る部分があるわけですが、通常の場合に無効審判の請求事件に対して対応する以上の負担が果たしてあるのだろうかという気もしますし、それから、一見2フォーラムであるので、二重対応負担のように思えますけれども、結局のところ争点自体が増えていくわけではないと思いますから、形式的に2フォーラムであっても、同じ時期に両者の判断が出そろって、かつ多分侵害訴訟の方で無効審判の審決を見ながら、また新たな争点があり得るのかもしれませんが、そういうところも含めて一番合理的な解決をするというものになるとは思いますから、その限りにおいては形式的に2フォーラムであっても、必ずしも二重対応負担、あるいは紛争の一回的解決ではないということはないのではないかと考えます。

以上でございます。

飯村委員 今、乙案がいいという理由を4点、ないし5点挙げられて、無効審判請求の方が主であるというの、そのとおりだと思いますし、それから利益バランスの点もあり得ると思うのですが、3番目に挙げられた、もし甲案のように侵害係属中は非権利者からの無効審判請求を認めないということにすると、予防的無効審判請求が事前に出る、あるいは、事後に無効審判が出るということと言われたのですが、事後的に無効審判が出るというのは、乙案であっても不満な当事者は事後的に無効審判請求を起こすことになるので、乙案だからといってその防止にはつながらないと思いますが、その点はいかがでしょうか。

小林委員 乙案と甲案が違いますのは、侵害訴訟の係属中に無効審判を請求することができるかどうか、訂正のところは除きますと、そういうことだと思いますので、その同時期といえますが、侵害訴訟が係属して無効審判を請求することができれば、両方の判断がその時点でもらえるわけですから、あえて事後的な無効審判を請求することは多分ないと思います。

逆に同時係属時に無効審判が請求できないからこそ、後に不満を残すことになるのだらうと思いますし、事前についても同じだと思います。侵害訴訟が起きてから無効審判が請求できるのであれば、訴えられない可能性もあるものについてあえて予防的に無効審判を請求する人はいないと思いますから、その点でいいますと、どうしても不満が残る部分についてふたをしたとしても、どこかに歪みが出てきてしまうのではないかと、ふたをしなればむしろそれは出てこないのではないかとこの考え方です。

飯村委員 御説明はわかりました。どうもありがとうございました。

阿部委員 私は大分迷っているのですが、乙案が妥当ではないかというふうにして思っています。私の背後にいる多くの企業からは、甲案のような主張を期待されているのですが、ただ甲案を主張する前提は、今度新しくできた新無効審判制度をもう一回元に戻してというが、当事者適格を利害関係者に限らうかという前提が付いているのと、もう一つは、訂正については、対審構造でやるべきだと、一回的解決の中での訂正ですから。

そうしますと、実務的にはやはり特許庁に戻してやるとすれば、やはり無効を前提としてやるしかないのではないかと、結論的には乙案のようなものになってしまうのではないかとこのように思っていて、乙案が妥当だと思っています。

末吉委員 2読目の時に、私の私見として乙案を述べたのですが、今回3読に当たりますと、日弁連の意見を集約してまいりまして、ほぼ乙案でお願いをしたいという形になりました。いろんな議論があったわけですが、やはりダメー請求というものについては、なかなか回避できないのではないかとこのことなどを踏まえて、乙案の方がベターであると。

それから、実際問題として進行調整であるとか、早期審理が今以上に活性化することになれば、かなりダブルトラックであっても公正な審理になるのではないかとこの意見が多数でございました。

ただ、進行調整や早期審理に関して、できれば立法による制度化を是非お願いしたい。なかなか難しい面もあるかもしれませんが、そういう意見がかなりありました。

飯村委員 早期審理に関しての立法は、イメージとしてはどうのことを考えておられるのでしょうか。

末吉委員 訴訟が係属した場合の審理目標のようなものが入っていればよろしいと思います。

飯村委員 進行調整のための早期審理でしょうか。

末吉委員 進行調整と早期審理は、一応別々に制度としてあり得るのではないかとこのことが前提なのですが。

飯村委員 立法化の対象としては、進行調整と早期審理の両方という意味ですか。

末吉委員 そうです。

飯村委員 早期審理は、侵害訴訟が提起されたときの問題になるのかもしれませんが、進行調整としてのイメージは、現行法上もあるわけですが、それに加えて何か特別のことをお考えなのではないでしょうか。

末吉委員 侵害訴訟が起こった場合についての進行調整についても、立法整備ということではないかと思えます。進行調整はそれ以外にもあろうかと思えますけれども、特にこの乙案に敷衍して、もう少し制度化を考えていただきたい。いろいろ考えてみると難しい問題があるのではないかとこのことが前提でありますけれども。

小林委員 今の早期審理のところだけ、無効審判の早期審理のことをおっしゃったと思うので、特許庁の方からコメントを出させていただいた方がいいと思うので、発言をさせていただきます。

前回来合までに無効審判全体、とりわけその中でも侵害訴訟と同時係属した場合の無効審判が特に重要かと思えますけれども、これにつきましては現行の審理期間を更に短縮して、当然のことながらできるだけ優先的に審理することが実現できるような体制を検討しておりますということは、何回か申し上げたとおりでございます。

他方、そのような運用をすることを、法制化という手段で確保すべきかという点につきましては、仮に例えば何か月以内ということを規定で置いたとしますと、硬直的な面が出てくるのではないかとこのことを一番危惧しております。

もちろん早くすることは重要ですし、早くするつもりですが、当事者の主張をさせないわけにはいかないので、事案によって当然長いものも短いものも出てきてしまうということもありますので、この点でいうとある種硬直的な手で書いたところで、実際上余り意味がないのではないかとこの気がしております。

また、今飯村委員がおっしゃったことと関係いたしますけれども、無効審判が何か月ということだけでは実は余り意味がなくて、他方で、判断の齟齬があり得る場合には訴訟を中止するなり、あるいは審理の進行を調整するというのがセットでないと、全体は回らないわけで、そこまで全部確定するつもりならお話しはあるのかもしれませんが、そうではない部分があるとこのように思っていますので、法制化について直ちにこの場で特許庁として賛成するわけにはいかない立場でございます。

荒井委員 私の意見は結論から申し上げますと、甲案の1と2、それから乙案の3、これを組み合わせたものがないのではないかと考えております。侵害訴訟と無効審判の、できるだけ一回的解決に近づけるという趣旨から、甲案の1と2、それから乙案の3だと思っております。

櫻井委員 今の荒井さんの意見に反対するわけではないのですけれども、まずこの論点、一回的解決という話自体が、基本的に問題の立て方の筋が悪いと思います。それはなぜかというと、無効審判と侵害訴訟の両方、異質の手続があるわけですから、そもそも違うものが同化するということはあり得ない話で、できないことをやれという話になっていると思います。

ですので、そういう観点からしますと、まず甲案というのは、侵害訴訟の中で無効の抗弁をストレートに認めていくという話ですので、これは理論的にも受け入れられないと思っております。もし甲案を産業界の方がお考えになるのだったら、甲案でいくのであれば、これはもう侵害訴訟だけでなく、無効審判もセットでこの論点を議論しないといけませんので、そうすると議論の対象が司法制度ではなくて、行政改革、特許庁改革みたいなところまで入らないとだめなんです。だから、この事務局では荷が重いというか、別の場をちゃんと設定して、両方で議論するというふうにしないと、本来できないことを要求しておられると思っておりますので、そういう点で甲案というのは採用できないと考えます。

それから、丙案ですけれども、これはキルビー判決をそのまま明文化するという話で、いかにも芸がないというのが1つと。それから、判例上の要件というのと、明文化したときの意味というのは違ってくるわけで、明文化した途端に独立した要件になりますから、独立した要件解釈の対象になるわけですね。したがって、かえってそれでは同じことを載せたつもりで違う話になりかねないということで、また別の想定してないような紛争が起きてくるのではないかと考えております。

消去法というわけでもないのですが、結局キルビー判決をどう理解するかということでもあるのですが、これは配られている飯村さんの資料にも書いてありますけれども、要するにこの最高裁判決は、権利濫用という理屈の中で妥当な解決を図るということでありまして、2本立ての話に全然踏み込んでいないわけですね。だから、理論的にはきれいにできているわけですね。きれいにできているけれども、中途半端なところがあるので混乱が生じているわけですね。そういうことですので、そうするとキルビー判決の趣旨を善解する形で法文化するということになりまして、この3つの案の中では乙案にせざるを得ないのではないかと考えております。

乙案の中の1ですけれども、権利濫用である旨の抗弁となっていて、これは別にいいと思うのですが、(注1)がございまして、その主張の内容、例えばということで権利濫用に引き付けた形の抗弁にするということでしょうか。そういう形の方が、おそらく趣旨に合っているもので、よりよいのではないかと、文言とか要件をもう少し詰めた方がいいのではないかと思います。

それから、これは質問になるのですが、1のところの明白性の要件なくしてということで、これを取ってしまうわけですが、明白性の要件は独立した意味があるわけではないので、結局制度設計の中でどういう位置づけになるかということだと思っております。これを取ってしまうというのはどういう意味合いなんですか。権利濫用の抗弁の中に読み込めるということなのか、あるいは特別の事情の中に読み込めるということであれば、なくてもいいのかなとも思っております。そうではないとすると、あるという選択肢もあるかなという気がしております。これは質問でございます。

近藤参事官 甲・乙・丙、この案そのものは、いわば実質を議論していただくということで、必ずしも条文がどういう形になるかということではございません。

従来、明白性ということが議論になっていたもので、それを表からこういう形で書いた方が、実質がわかりやすいだろうということで、こう示させていただいております。

その明白性が、最終的な条文で、明白性なくしてというのが残るのか、ほかのところの特別の事情の中に入ってくるのかとか、それからこの乙案でいきますと(注3)のところ、明白性が担保している1つのものとして、こういう濫用的なものを判断しなくていいよというのが、明白性が果たした役割ではないかというふうに言われているところですね。そういうものについては別に規定を設けるとか、特別の事情の中に入れていくとか、いろんなことがあり得ると思うのですが、ここで書かれているのは明白性の要件というものを条文として残しておこうとか、そういうことでは一切ございません。

(注1)との関係でいいますと、条文化するに当たって、明白性なくしてということが今までずっと議論になっていたものですから、規定ぶりとしてはどういうことになってくるのか、無効事由ということを出せるのか出せないのかということも、本来的な筋とした場合に、特許の場合は無効審判のところで判断されるというのが本来的な筋だというのが、法文の上でも明らかにしなければいけないのかどうかということも、将来的には問題になるかと思っております。その点で注記的に書かせていただきました。

沢山委員 前回は申し上げたと思いますが、産業界の代表の方が来られて言われていた、紛争の一回的解決というのを実現するためには、今、櫻井先生からもあったとおり、この程度の検討ではとても無理で、もっとダイナミックに抜本的な改革をしないと、その要請には応えられないと。だから、一回的解決の要請というのは、もうスローガンとしてはよくわかるけれども、私どもの委員会のスコープには入っていないとまず理解すべきだと思います。

私は、乙案がいいと思いますが、まず1で明白性の要件なくしてということで、後いろいろ書かれております、権利者と非権利者のバランスを失するのではないかと議論。確かにそういう議論はあるでしょうけれども、やはり訴訟というものを起こそうと決意したときに、当然乗り越えるべきハードルの1つなわけですから、相手から無効の抗弁がたくさん出てくようが、その1つ1つをクリアしていかないといけないというのは、もう覚悟すればいいだけの話ですから、余り問題になることはないだろうと。

それから、やはり無効審判の請求を認めないという、ある時間限定が付いた部分が一番問題でして、やはり対世効という違う効果を求めるというニーズは常にあるわけですから、被告になったからといって、その権利を奪うのはいかなるものかと。特に、簡単に書いてありますが、2の中で無効審判と侵害訴訟の判断の齟齬を防止するところは、簡単にしか触れておりませんが、具体的なメカニズムとしてこのところを集中的に検討していかねばいけないだろうという気がしております。

伊藤座長 甲案、乙案、それぞれ種々の御意見がございましたが、例えば丙案という考え方、ないしそれに基づいての御意見等をお持ちの方はおいでになりますか。

飯村委員 櫻井先生が言われた事柄と、それから沢山先生が言われた事柄とほぼ共通の事柄ですが、要するに問題の所在がよくわからないという点がまず第1点です。

まず、一元化は、そもそもが産業界、ユーザーのニーズでした。一元化が目指す究極的な目標は、例えばアルゼとサミーの事件のような、侵害訴訟の判断と審決との結論が違うという点を問題であるとして、その是正を求めているのか、それともフォーラムが2つあることによる当事者の負担が重いので、その是正を求めているのか、その両方なのか、その点に関する問題の所在がわかりません。

いずれにせよ、このような問題の解決のためには、当然ながら、無効審判請求の制度と、それから侵害訴訟の制度の両者を機能的に理解して、制度を改正するのであれば、答えが出ないはずですが。

仮に、侵害訴訟制度を変えてみようとしても、当然ながら原告の請求を棄却するための抗弁事由と、そのような抗弁を認めて棄却した場合の効果、無効審判請求に対する影響という点を機能的に議論しなければ、何ら問題の解決にはならないわけです。

ところが、この検討会の1読である第4回目の時にも意見を申し上げましたし、2読である9回目にも意見を申し上げましたけれども、要するに、全体的な機能的な解決という観点で薄れて、ただ単に、侵害訴訟における特許無効を理由とする棄却の要件論に収斂していった、要件だけの議論に終始しているように感じます。要するに、原告の請求を、無効理由があるということにより棄却するためにはどういう要件が必要かという問題です。一方で、明らかという要件が付加されている場合には、明らかな性は予見可能性がないので、要件から削除したらどうかという議論です。明らかな性の問題点は、確かにあり得ると思いますが、そのような要件論は、紛争解決の一元化の問題とは全く関係ない話であって、それを何かいじったからといって、決して、それで問題が解決する話ではないわけです。

問題解決の鍵は、なぜ富士通半導体訴訟のような判決が出たかということの分析から始まるのだと思います。

要するに、通常の行政処分であれば、3か月経過してしまうと、争わない場合にはそれで確定してしまいます。したがって、有効を前提に法律関係を議論すればいいわけで、例外的に無効を主張しても、例外的な場合を除いて、いじれないわけでありです。

しかし、特許の場合には、新無効審判制度の場合には、いつまでも、誰でも正規のルートを利用することによって争うことができ、かつ訂正もすることができるわけです。そして、その付与する効果は、所有権と同じような私権です。そこで、例えば、自分の土地について第三者が侵入してきたから、ここから出て行けという訴訟を起こした場合に、原告が勝って確定した場合であっても、その後その土地がだれのものか、だれからでも、たとえ100年経っても、権利者側に相続が起きても、なお争えるという状態が続くとしたら、奇妙に感じるわけです。

そういう争いの場合、早く確定してほしいといったニーズがあった場合、そのニーズにこたえられるのかということが問題だったわけです。

富士通半導体訴訟は、そのような現象を解消したわけですが、その理由として3点挙げていて、迅速・衡平・手続コストということですが、手続コストと、原・被告間の衡平という点以外にも、迅速ということも言っているわけです。この迅速性というのは特許特有の話で、有効か無効かということが、例えば、無効審判手続において、早期に決められて、それを基礎にして侵害訴訟ができるような運用が実現しているのであれば、何も富士通半導体判決というのは存在しなかったわけです。富士通半導体判決は、せめて特許権侵害訴訟の中で被告の地位を早く解放させるということを実現するために、無効が明らかな場合には権利濫用として原告の請求を棄却するというような、1つの結論を採ったわけです。

それは、当然ながら緊急避難的な判決であって、それが広く使われるようになるかどうかは、その後の下級審判決の実務に委ねられたわけですが、それでも、あまり想定していなかったと思われる。しかし、結果としては、無効が明らかであるとして、原告の請求を棄却してきた下級審の判決が多く存在することになりました。

ただ、土地であれば自分の土地かどうか、特許であれば有効かどうかということが決まっていって、争えない状態になっているということが、重要なポイントです。ところが、新無効審判制度になって、結局、被告が侵害訴訟の中で無効を主張したけれども、それがうまくいかなかった場合に、なおかつ別のフォーラムで争える、ということになる。一事不再理があるから、理論上は、何度でもということではないですけれども、実際には、それができるような状況が出現します。しかも、侵害訴訟で被告が、顕名主義の下で、名前を明らかにして争った後、自分の名前を出して、後で蒸し返しの審判を起こすことにちゅうちょを感じるような場合や批判をあびるような場合であっても、第三者の名前で起こせるというようなことになるわけで、その中で侵害訴訟の紛争の一回的な解決をどうやって図るかというのがここでの問題だと思います。

そこで、第4回目の意見でも申し上げたのですが、無効審判制度と侵害訴訟では、効果が対世効か相對効かということ以外に、制度の趣旨が大きく違うし、運用実体も違っていると思います。無効審判制度は、職権主義でもあるし、それから厳に存在している具体的な紛争解決を目的としているのではなく、ユーザーニーズの実現と、社会資本の確立という趣旨があり、また、スクリーニングという側面もあると思います。

それから、無効審判制度は、権利の死活についても、訂正問題が絡んでくるとかなりパター的な使い方がされているという面もあると思います。

これに対して、侵害訴訟は、あくまでも当事者主義であって、具体的な紛争を背後に控えて、その紛争解決を迅速にというような問題があると思います。

今申し上げたような社会資本の確立とか、公益的な観点からの権利の存否という観点は全くないわけで、必要最小限度の審理をして、原告を勝たせるべきかどうかを中心に審理、判断することになります。

しかも、侵害訴訟ですから、企業同士の侵害訴訟で、多くの場合には心証を開示して、その場合には、無効にしたくない当事者のニーズと、それから被告側の経営見直しのニーズとの接点を探っていくという和解的な解決をしているので、その中でどういう要件が必要かということを考えて場合、当然ながら、何も立法改正をしないで、今までどおりの富士通半導体訴訟のモデルを進めていくのがいいのではないかと思います。

甲案、乙案、丙案ということで、強いて言われるのであれば、丙案に近いというか、今までどおりのものを条文にするのであれば、そういう考え方が望ましいのではないかと考えております。

中山委員 私も結論的には丙案がいいと思いますし、今の飯村委員のお話にもありましたけれども、2、3は別として、基本的には現在の判例で矛盾はないと考えます。

近藤参事官 先ほど問題の所在についてという議論が出ておりましたので、若干その点について確認をさせていただきたいのですが、産業界側からこの議論が出てきたのは、特に明白性の要件があると判断してもらおうかが最終段階までわからないということで、それで無効審判を請求せざるを得なくなってしまうというところに不満があるというのが一番大きい問題であったと思います。それ以外にも判断齟齬や主張の広狭ということもいろいろと言われていたのですが、基本的には、キルビー判決でも、被告とされた者があえて対世的な無効審判まで求めなくてもよいようにという形で判断するという判旨があるわけですが、結局は、明白性要件がある限りはなかなかそうならないということが一番大きくて、甲案とか乙案という話が主張として出てきたものかと思っております。

ただ、甲案の場合は、権限分配の形で見た場合に、審決取消訴訟の場合でも、審判に対する取消しであって、特許査定についてまで、本来の行政処分まで裁判所が判断するという形にはなっていないということがありまして、訂正の問題がどうなるかというのは、前の検討会でも、訂正まで裁判所が直接扱うというのは、従来の流れからするとどうなのだろうかと、それは不安があるという話もあって、甲案を支持される加藤委員も、(注3)のような形で裁判所ではなくて特許庁で扱うのもやむを得ないのかなという意見があったところと理解しております。

そうすると、(注3)のようなところで、仮に訂正について特許庁がやるとすると、これは先ほどの阿部委員がおっしゃったような、今までは無効審判の中で訂正審判も一緒に扱って、当事者対立的な形で処理できていたことが、うまくいなくなってしまう問題があるのではないかとというようなことと、甲案の場合に、先ほど沢山委員が指摘されておりましたけれども、特許無効の審判を仮に準備をして、請求をしようと思っていた人が、たまたま侵害訴訟の訴状が送達されたら無効審判が起らせなくなってしまうということをどういうふうに説明していくのかという問題が出てきているのかなと思います。

乙案と丙案との関係では、そもそも論として明白性の要件をなくすということが、特許権者と非権利者のバランスとして本当にいいのか、制度設計としてそれが一番妥当な利益衡量なのかどうか、やはりキルビー最高裁判決のように明白性要件があった方が、判断齟齬の問題、それから迅速性の関係、そのそれぞれについて、一番バランスとしてすぐれている、無効審判を請求せざるを得ないというようなデメリットよりも、むしろそちらの方に重点を置くべきではないかというのが丙案だと思います。

そのような整理になると、事務局としては理解しておりますが、そのような整理でよろしいのかどうか、もしも違っている点があれば御指摘いただければと思います。

伊藤座長 いかがでしょうか。ただいまの事務局からの説明、ないし事務局の理解についての御質問や御意見ございますか。

小林委員 紛争の一回的解決というのが、非常に多義的に使われているので、なかなか理解しづらいところもあると思うのですが、今、近藤参事官がおっしゃったことに1点加えると、紛争の一回的解決と言われているものの中には、無効判断、その権利の有効性の判断とともに、侵害の有無の判断というのが常に、侵害訴訟では出てきていて、その両者は少なくとも特許の場合には切り離せないという背景があるので、侵害訴訟が一旦起きたならば権利有効性の判断もそこでやってほしいというニーズにつながっているのだらうと思います。

前回の会議で、制度的にはそちらの方が優れているのではないかと申し上げたのは、まさにその点です。要は、無効審判が幾ら用意されていたとしても、無効審判では侵害の有無は判断しないわけで、イ号物件との関係でないと権利の解釈が決まらないというのが本質的な事情としてあるので、そうであれば侵害訴訟が起きたときに無効判断をすることの方が合理的ではないかと。したがって、外国でもそのようにしているのではないかとこのように思います。

それをある種の紛争の一回的解決と言ってもいいのかもしれませんが、それは決してダブルフォーラムのことを言っているわけではないわけです。

加藤委員 小林委員が代弁してくださったのですが、我々の言っている一回的解決というのは、前も念のため申し上げましたけれども、権利者と非権利者当事者、当事者間における一回的解決を意味しているということは、何回も申し上げているとおりでして、裁判所があって特許庁があって、そこで侵害訴訟が裁判所で行われ、無効審判は特許庁で行われる、このダブルトラックそれ自身が問題ではないということは何回も申し上げているとおりでございます。

したがって、甲案を主張している者として、念のため、妥協という意味ではないですが、もう少しステップバックした場合、どこまで考えられるかを申し上げますと、現状私も当事者として侵害訴訟にタッチしますと、幸いにも権利者側なのですから、相手側はほとんどのケースで無効審判を請求してまいります。目的をよく見てみますと、決して対世効を求めているとは思いませんし、明白性の要件の有無によって念のため無効審判を請求しているとも思いません。多くは大体、向こうの取引材料をつくるというのが1つの目的ではないかと思っております。そういった意味で、むだな無効審判請求は、非権利者当事者には侵害訴訟が始まったら認めるべきではないというふう考えているものです。

一歩下がって、ダブルトラックとの関係でいいますと、仮にそういった無効審判が請求されたとして、裁判所と特許庁との間で、乙案の2で書いてある両者の進行調整で、例えば審判の合議体の方で侵害訴訟における特許無効に対する主張とか立証が容易に入手できるようにする。また、その逆もあると思います。裁判所側が無効審判における無効主張の内容を容易に入手できるようにすると、2つトラックがあったとしても、トラックが随時相互に連携していると申しますか、密接につながっていると、我々が考えている当事者間における一回的解決にはかなり近づいてくる可能性があると思います。

我々が言っている一回的解決という意味は、同一当事者間において違うトラックで違った主張をして齟齬が生じるのは、やはり不公平であろうということを申し上げておるので、制度そのものが2つあるから、どうにもならないことを産業界は要望しているという点については、はっきりと違うと申し上げておきたいと思います。

近藤参事官 今の御趣旨からすると、乙案の2で書かれているようなところでも、構わないという趣旨ですか。

加藤委員 乙の2の両者の進行調整を充実させていくと、仮に無効審判を認めたとしても、我々の要望に近づく可能性があるのではないかと申し上げておるわけです。

ですから、非権利者当事者には絶対に無効審判を認めてはいかんとすることに固執をしなくても、一步下がって我々の要求の当事者間における一回的解決に近づく可能性があるのではないかと申し上げておるわけです。

ですから、具体的にこうしたらいいというすばった意見はまだクリアーには頭の中には入っていませんけれども、無効審判請求を非権利者側に絶対認めるのが嫌だと言っているわけではなくて、目的はあくまでも当事者間の一時的解決に近づけばいいということです。

近藤参事官 仮に乙案の2というのが、まさにそういうことを考えているわけですが、それは丙案の2でも同じなのですね。2と3は乙案と同じなので、明白性云々というところではなく、当事者間限りで一時的に解決するということが、まさに一番問題で、そここのところの主張だとか、その辺のところ共有化できるような手立てというものがあれば、そうすると乙案でも丙案でも構わないということになるのでしょうか。

加藤委員 産業界として、丙案の1つの問題点は、やはりキルビー判決における明白性の要件が、被告に立った場合については、やはり無効主張してみたいから、明白性云々で、要件が被さってくるのは嫌ですというのが、丙案は望まない理由です。

飯村委員 今の議論の趣旨もよくわからなくなってきたのですけれども、司会者は問題の所在は何かという質問だったと思うのです。小林委員のお答えも、加藤委員のお答えも、問題の所在に関してのお答えだったと思うのです。小林委員のお答えは、紛争の一回的解決の意義は多義的であるということで、権利を与える立場でも、実際には権利の解釈というのが確定的にできない部分もあって、むしろ侵害訴訟で被告の製品がはっきりした段階で、侵害かどうかを判断する際に、権利の解釈を判断した方が、適切であって、その中で無効を判断する方が、より紛争の解決に役立つというような意味合いで言われたと理解しますが、それでよろしいでしょうか。

小林委員 先ほどのコメントを、もう一回質問に対する答えの形で明確に言うとなると、少なくとも私の目には3つ問題があると見ていて、私の考えるところでは、一番優先的に求められているのは、明らか要件のところですが、侵害訴訟が起きたときに、侵害の争いと無効の判断というものが、同じ裁判所の中で判断していただけるというのが、多分第一の優先課題で、それを一回的解決というふう呼ぶこともできますけれども、そう呼ばなくても構わないと思いますが、そういったことで。

2番目に大きな問題は、判断の齟齬だと思っています。なぜかといいますと、侵害訴訟と同時に無効審判が起こることを前提とすれば、判断の齟齬は常にあり得るわけですから、それをどのような制度ないし運用で極力減らしていくのか。

ただ、同じ結論にならなければならないということも申し上げているわけではありません。審判の方が先に出れば、それと違った合理的な判断、その後の主張等を含めた合理的判断で違う判決が出ることも十分あり得ると思いますので、そのことではなくて、整合性がとれた、正当化できるという形での両者の判断が出るというのが2番目だろうと思います。

多分3番目に来るのが、ダブルフォーラムの問題だろうと思っていて、ダブルフォーラムの話は、それも一回的解決と呼ぶのかもかもしれませんが、3番目ぐらいに来る話ではないかと思っております。

飯村委員 究極的には紛争の一回的解決という場面で考えるのが適切かどうかはわかりませんが、判断の齟齬に関しては、生身の人間が判断して、しかも専門技術性の強い内容について判断をする場合、微妙な食い違いが生じて、それが結論に影響するということは当然あり得るとは思われます。今のお答えでは、判断の齟齬に関して、整合のとれた解決というのが図れるという際の、整合性のとれたというのは、具体的にはどういうことをイメージしているのでしょうか。

小林委員 このペーパーでも論点だと思いますのは、例えば侵害訴訟の請求を促すとか、あるいは中止ないしは進行調整するというのが、まさに提案されているわけですが、それが念頭に置いているのは、今、申し上げたことだと思いますけれども、審判と侵害訴訟中の無効判断がおそらく同じになるであろうと裁判所が考えるときに、待つ意味はほとんどないわけで、待たなくても同じ結果になるであろうから、そのまま進めればよいと思いますし、他方、違うと考えたときにどちらを優先するかというのは1つの議論だと思いますけれども、少なくともここでは無効審判を急げということになっているのだと思います。

他方、そのときに全く食い違うことがあり得ないのかということ、そんなことは当然あり得ないわけで、審判が出た後に更なる抗弁を認めるか認めないかが1つあると思いますが、仮に認めるとしたら、当事者は当然審判も援用するでしょうけれども、審判に不利な判断を出された他方当事者は、別の主張や立証をするでしょうから、そうすると判決内での無効判断というのは、審判と異なることが当然あり得ると思うのです。ただ、それはその後の主張立証があって、裁判所がそのような判断をされたから食い違うのであって、食い違うこと自体がいけないわけではないわけですから、そここのところを申し上げているのです。

飯村委員 食い違いが生ずることがいけないかということ議論しているのではなく、食い違った事態が生ずる制度の方がいいのか、それともそれが防止できる制度の方がいいのかというのを議論していると思うのです。

今の御発言でも、侵害裁判所は多分特許庁の判断も同じであろうという予測の下に、何らかの論理過程を経て原告の請求を棄却するという判断をした場合に、その要件が何か、その要件としてどういうものを設定すると、混乱の生ずる事態を回避できるかという要件論を議論していると思うのですけれども、その点についての御意見はどうでしょうか。

小林委員 まさに飯村委員がおっしゃっているとおりだと思うのですけれども、食い違うこと自体は当然合理的な面があると思うのですけれども、食い違いがないようにすることの方が確かに重要だと思いますから、そのための制度運用を考えるべきだと。そのための案として今、出されているのが、無効審判は早期審理をする、それから必要な場合には待つということが考えられているのだと思います。

他方、翻ってそのための手当てとして明らか要件が本当に機能していたのかどうかということも、多分反省しなければならなくて、この会合のかなり最初の時に、特許庁が調べたデータを出させていただきましたけれども、現行では半分以上で権利濫用抗弁がなされている。それが当然のことながら審判が出たものもあると。その中で、それほど多いケースではございませんけれども、裁判所が有効と言って、特許庁が無効と言ったケースもありますけれども、その逆に、本来であればあるはずのない、裁判所が無効と言って特許庁が有効と言ったというケースも現に存在しているわけです。

明らか要件が本当に機能しているのであれば、そんなことがあるはずがないわけですし、多分機能していないのだから。だとしたら、それには理由があるはずであって、そこが問題なのであれば別の手立てをもってその改善策を考えればいいのではないかと。この明らか要件が唯一絶対最善の手段ではないのではないかとこのことを申し上げたいと思います。

伊藤座長 お二人のやり取りになっていますけれども、ちょっとそこはまだ今回で打ち切りというわけではありませんので、私の方からは是非ほかの論点として御意見を承りたい点がありますので、そちらについて御意見をお願いしたいと思います。

と申しますのは、事務局で用意した資料の8ページのところで、7というのがございます。「訴訟と審判における判断相互の関係について」ということで、権利阻止抗弁の主張についての裁判所の判断と無効審判の請求についての判断との間に齟齬が生じた場合、ただいまのお話にも若干関係がございますが、その場合に再審等の規定の要否について、どう考えるかという論点、やや訴訟技術的な問題でございますが、これについてももし本日の段階で御意見が承れば大変ありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

近藤参事官 前提として若干説明させていただきたいと思うのですが、侵害訴訟で特許の有効を前提として損害賠償請求権を認めたとした訴訟があって、その後無効審判において特許が無効であると判断されたという場合には、これは前提になる行政処分が異なったということで、これは再審ということになっているわけです。

その逆の場合というのはどうなのかというのがこの論点として、侵害訴訟の中で特許が無効であるという前提の判断をして、その後無効審判において特許は有効であると判断された場合。そうすると、侵害訴訟において前提とする特許の有効・無効の判断と、無効審判の判断の結果の行政処分というのは違ってきているわけです。

特にこの論点においては、特許の有効・無効について、侵害訴訟においても判断するのであれば、やはり一緒に判断をしましょうという形で、積極的に判断をするという甲案、乙案の考え方に基づいているわけで、そうすると先ほど申し上げたような侵害訴訟で無効で、審判で特許が有効だという場合に、再審事由ということを考えていかなければいけないのかどうか。また、考えることができるのかどうかということが、これは民事訴訟法との理論との関係で問題になりうると思っておりますが、その点についても若干御意見を伺っておきたいと思っております。

阿部委員 今回のケースでは、裁判所では無効だから請求は認められなかったということですね。そうすると、やはり権利者側としてはもう一回、有効だという前提で侵害訴訟を起こしたいですね。これを認めないと、それが遮断されるということになるのですか。

近藤参事官 再審を認めなければ、請求棄却された損害賠償請求権は、そのまま確定をしてしまうわけですが、これについても再審事由として考えるべきかどうか、再審事由として新しく法定しなければいけないかどうかということになるかと思えます。

飯村委員 両方の場合があります。今、問われているのは後の場合で、今だと侵害訴訟で特許が無効理由があることが明らかであるということで、原告の請求を棄却し、その棄却判決が確定した後、無効審判請求で請求不成立というような場合にどうか。

特許査定ないし登録によって、対世的な効力が生じていて、その効力に関しては、無効審判請求不成立が確定しても、実体的には何ら変わりもないわけで、ただ要件に関して、無効審判請求人が出してきた特定の要件について特許庁が判断し、それが確定したということだけですので、理論的にも再審事由になるはずがないという感じがします。

阿部委員 だから、前提となった行政行為に変化がなかったということですね。だけれども、当事者としては負けたと言われたのだから、そんなのないと言いたいですね。

近藤参事官 このところは、非常に純理論的なところもあるのですけれども、今回の第1論点の案は、基本的には、権利濫用的な構成としてつくっておりまして、裁判所が特許の有効・無効について確定しているというわけではなくて、特許の有効・無効を確定するのは、あくまでも特許庁の無効審判と審決取消訴訟のラインで確定していくと。ただ、侵害訴訟の場合に常にそちらの方に行きなさいということであっては困るから、そこで特許が無効かどうかという判断も前提としてできますよということ、付加的にやりましょうという話なのです。

付加的にやりましょうと言ったときに、それがどこまで付加的なのかということの問題として1つ表れるのが、今の再審の問題の議論になってくるのではないかと思います。侵害訴訟におい

ては、あくまでも理由中の判断、前提問題としての判断で、訴訟物の判断ではないということが問題です。

それから、あと民事訴訟の方は当事者主義で、当事者が主張・立証して、ちゃんと主張できなかったら負けてしまうと。特許庁の方の行政処分というのは、やはり職権主義的なものもあって、そこところは同一レベルではなかなか議論できないところがあるのではないかと思います。

ここでの議論でも若干気になるのは、そこところが全く同じという前提の議論も、時々出てきているという感じもありまして、そこところはしっかり議論しておいた方がよしいのではないかという気がしたのですが。

加藤委員 私の意見としては、本件については、再審事由にならないことは仕方がないのではないのでしょうか。といいますのは、裁判所で一旦請求棄却になりますね。その後特許が有効に出てくる無効審判なんて、やろうと思えば幾らでもできると思います。しょうもない無効資料を出して無効審判をやっていきますと、みんな有効が成立しますね。それを防ぐ手当てはありようがありませんので、そのときはもうあきらめざるを得ないと思います。

ですから、これは前者のケースと完全に違うと思います。有効が確定したというよりも、無効請求が成り立たなかったただけですから、そんなの幾らでも出せるわけです。その点の性格を考えると、これは再審事由にしたらおかしいことになると思いますので、これは理論的にやはり無理だと思って、産業界としてはこれはあきらめざるを得ないということになるのではないかと思います。

阿部委員 裁判所が無効だという誤った判断をしたということですよね。それに対して、救済の道が閉ざされるわけですか。

伊藤座長 閉ざされるというよりも、無効審判がなされたということを理由にして、それを理由にして前の判断を覆すことができるかどうかですね。

阿部委員 再審という構造でなければいけないのですか。

近藤参事官 再審という構造でなければいけないということは、地裁、高裁、最高裁までいくかわかりませんが、確定していれば、既判力として、一応損害賠償請求権が、高裁の口頭弁論終結時までに発生した損害としてはこれがありますというのが当事者間で確定するわけです。

それを覆すためには、既判力がある判決ですから、再審がないとそれは覆すことができないということになります。

中山委員 私も加藤委員と同じで、これはどうしようもないという気がします。

それから、他の一般の行政事件の例を考えても難しいと思うし、これは理屈上難しいのではないかと思います。

むしろ問題なのは、特許は無効であるので権利濫用として請求棄却判決の後に、無効審判で権利は有効と判断され、侵害訴訟の口頭弁論終結後も、侵害者と言われている人がそのまま実施している場合に、口頭弁論終結時以降の損害賠償請求や差止請求ができるか、という点だろうと思います。これは既判力はないけれども、理由中には無効の判断が出ているので、訴訟上の信義則として遮断するのはどうか、そちらの方がむしろ問題で、口頭弁論終結前のものはもうしょうがないと、あきらめてもらうしかないと思います。

伊藤座長 それでは、時間もありますので、大体のお考えはわかりましたので、それを前提にして事務局にもう少し詰めてもらうことにします。

それから、甲・乙・丙案の3案につきましては、いろいろ御意見の交換がございましたが、いずれの案についても支持する御意見がございましたので、本日ここで最終的に決めてしまうということではなくて、ただいまの議論を前提としてもう一度3つの案を基礎として事務局に検討をしてもらいたいと思っておりますが、それによろしくございますか。

(「異議なし」と声あり)

伊藤座長 それでは、本日の議論はこれくらいにいたします。

次回の検討会ですが、次回はいわゆる第2論点である「調査官の権限拡大・明確化」、第3論点の「侵害訴訟における立証の容易化」、そして「知的財産高等裁判所について」、3巡目の検討を行う予定でございます。

これで閉会にいたしますが、次回の検討会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

近藤参事官 次回、第13回の本検討会は、11月10日月曜日、午後1時30分から5時まで、同じくこの会議室で予定しておりますので、よろしく御参集をお願いいたします。

伊藤座長 本日は、長時間どうもありがとうございました。また次回どうぞよろしくをお願いいたします。

(以上)



知的財産訴訟検討会(第15回) 議事録

(司法制度改革推進本部事務局)

- 1 日時
平成15年12月15日(月)13:30～14:30
- 2 場所
司法制度改革推進本部事務局第1会議室
- 3 出席者
(委員)
伊藤 眞(座長)、阿部一正、荒井寿光、飯村敏明、小野瀬厚、加藤 恒、
小林昭寛、櫻井敬子、沢山博史、末吉 互、中山信弘(敬称略)
(説明者)
内閣官房知的財産戦略推進事務局 土井俊一参事官
(事務局)
山崎潮事務局長、古口章事務局次長、近藤昌昭参事官、吉村真幸企画
官、坂口智康企画官、滝口尚良企画官、小田真治主査
- 4 議題
 - (1) 知的財産戦略本部・権利保護基盤の強化に関する専門調査会(第4回)の議
論の紹介
内閣官房知的財産戦略推進事務局
 - (2) 侵害訴訟と特許無効審判の関係等について
知的財産訴訟における専門的知見の導入 - 特に裁判所調査官の権限の
拡大・明確化等 - について
侵害行為の立証の容易化のための方策について
- 5 議 事
[開会]
伊藤座長 それでは、定刻になりましたので、第15回知的財産訴訟検討会を開
会いたします。御多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日は、これまで御議論いただいた内容を踏まえまして、3つの論点について、
事務局に改正の方向性を整理した案を作成してもらっております。事前に事務局
が皆様の御意見を伺っておりまして、御異存は少ないものとは承っておりますけれ
ども、最終的には本日ここで正式に方向性を出したいと考えております。順次後ほ
ど御意見を承ります。
なお、知財高裁につきましては、政府部内でさらなる調整が必要であるというこ
とで、一定の方向性を出すにはいまだ流動的な状態でございますので、本日は第1
論点から第3論点までについて検討を行うこととしたいと存じます。年の瀬で御多
忙のところ恐縮でございますけれども、別途知財高裁の議論を行う期日を、御相談
の上で年内に設定したいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
それでは、事務局からお手元の資料の確認をしてください。
近藤参事官 それでは、配布資料について御説明いたします。資料1は四読用
のレジュメでございますので、第1論点から第3論点まででございます。
それから、内閣官房知的財産戦略推進事務局配布資料として「知的財産高等裁
判所の創設について(とりまとめ)(案)」というのがございます。
委員席上の配布資料といたしまして、日本経済団体連合会からの「対外的にイン
パクトのある知的財産高等裁判所の創設を求める」というペーパーと、第14回の議
事概要を配布しております。

伊藤座長 それでは、まず本日の議論に入る前に、今月11日に行われました知的財産戦略本部の権利保護基盤の強化に関する専門調査会の第4回会合につきまして、知的財産戦略推進事務局の土井俊一参事官から議論概要の御紹介をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

[知的財産戦略本部・権利保護基盤の強化に関する専門調査会(第4回)の議論の紹介]

土井参事官 お手元に、「内閣官房知的財産推進事務局配布資料 資料1」と書いてある資料がございます。この資料が12月11日に権利保護基盤の強化に関する専門調査会でとりまとめられたペーパーでございます。会議の席では特段の修正はございませんでしたので、これはとりまとめ版ということでございます。

11日の会議の概要でございますが、冒頭、阿部会長の方から、知財高裁の創設の必要性や意義といった大枠については意見が大分集約されてきた。ただ、どうい知財高裁をつくるかについては両案あったので、各委員の御意見を最大公約数的にとりまとめたのが資料1だという御発言がございました。

それを受けて、事務局の方からこの資料の説明をさせていただきます。

説明に当たりましては、阿部会長と同様の発言になりますけれども、これらの議論を踏まえて、各委員の御意見を最大公約数的にとりまとめたものであるという御紹介をした上で、1. 知的財産重視の国家的意思表示の必要性、2. 紛争のスピード解決の重要性、3. 技術専門性への対応、4. 知的財産重視の独立した司法行政の確立、この4点について簡単に御説明をいたしました。

これらの内容につきましては、前回、前々回の検討会でも、当方の専門調査会の資料を配っておりますから、前2回に私が御説明した資料の内容とほぼ同じものだと思っております。

その上で、4ページが知財高裁の創設についての提言でございます。事務局の方からは、知財高裁の組織の在り方に関し、独立した9番目の高裁として創設するというA案と、東京高裁の中に法律上の知財高裁を設置するというT案の2案があり、A案がよいという意見の方もいらっしゃる、T案がよいという意見の方もいらっしゃる。そこで最終的にどのような案で行くのかは政府の検討に委ねるという形で、A案とT案の両方に共通するものを最大公約数的にとりまとめた。それを整理したのがこの4ページの提言であるという説明をいたしました。

提言中の1は、知的財産重視の国家的意思表示を内外に示すとともに、知的財産紛争の迅速かつ専門的な解決を図るために、知的財産高等裁判所を創設するということでございます。

2は、その知財高裁は法律に明確に規定された裁判所とする。また、司法行政面での独立した権限が法律上確保された組織とする。人事、予算、訴訟運営などについては知財重視の運用を行うということになってございます。

A案の場合は、9番目の高裁ですので、当然法律に明確に規定された裁判所となりますし、司法行政面での独立した権限が法律上確保されることとなります。

T案の場合でも、竹田委員からの御説明では、東京高裁の中に設置する知財高裁は法律によって根拠づけられる裁判所ということになりますし、司法行政面での法的措置が講じられるということでもございましたので、2のようにとりまとめをいたしております。

3は、紛争のスピード解決及び判決の予見可能性を確保するため、5人合議制等の体制を整備するということ。

4は、審理における技術専門性を確保するため、調査官や専門委員を積極的に活用する。あるいは技術的素養を持つ法曹有資格者、及び知財や技術に強い弁護士等の任官を進める。

5は、地方における司法アクセスの拡大を図るために、テレビ会議、電話会議システムの活用、または出張により尋問や検証等の証拠調べを積極的に行うということでございます。

6は、政府においては、知財高裁を創設するための法案を速やかに作成し、2004年の通常国会に提出すべきであると、こういうふうになってございます。

このとりまとめの後には、先ほど申しましたように、政府において知財高裁の具体的内容について、更に関係機関と検討しながら、検討を進めていくということでございます。

こういった事務局からの説明の後に、阿部会長の方から更に指摘がございました。とりまとめには反映されていない意見も多々あります。ただし、専門調査会の過去の資料や議事録はすべて公開されているし、多くの関係者が本調査会での議論を聞いております。したがって、今後の政府の検討においては、できる限り各委員の御意見を参考にさせていただこうということで、会長としてその点を強く要望したいという御発言がございました。

その会長の発言の後、委員の方からは、特段意見がございませんでしたが、1点、伊藤座長の方から、知財訴訟検討会においてもこのとりまとめを尊重して検討することとしたいというコメントがございました。

議論の概要は以上でございます。

伊藤座長 どうもありがとうございました。ただいまの土井参事官の御説明に關しまして、何か御質問等ございますでしょうか。

特に御質問ございませんか。それでは、どうも土井参事官ありがとうございました。

それでは、第1論点から第3論点までの検討を進めてまいりたいと思います。

まず、第1論点でございます侵害訴訟と特許無効審判の関係等について、事務局から、資料に基づきまして、説明をお願いします。

〔侵害訴訟と特許無効審判の関係等について〕

滝口企画官 資料1の1ページ、2ページ目、侵害訴訟と特許無効審判の関係等につきまして御説明いたします。

本日ここにお示した案は、この論点につきまして、前回御議論いただいた際の乙案をベースに作成している案であることを、前もって御紹介しておきます。

まず「1 侵害訴訟における特許権に基づく請求の制限」ということで、侵害訴訟において、特許が第123条第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当することを理由として特許権の行使を認めるべきではない、そういう抗弁が主張された場合には、特許が無効であることが明らかである場合に限らず、当該事由の有無を判断することができることとし、当該特許が特許無効審判により無効とされるべきものと認められるときは、当該特許権の行使を認めないことができるものとするとしております。

下に(注1)がございしますが、こうした考え方は、出願公開に伴う補償金請求権の行使につきましても、同様の手当てを行うこと。

(注2)といたしましては、キルビー判決において「特段の事情」として考慮される場合としては、訂正審判の請求という事情が想定されていたわけですが、もし、新たに創設されることとなる抗弁を、特許が特許無効審判により無効とされるべきものと認められることを要件として規定する場合には、そもそも訂正審判の請求の事情は、特段の事情として考慮すべき事情には当たらないのではないかということにさせていただきます。

また(注3)といたしまして、この裁判所の判断、判決理由中の判断ですけれども、これは当事者限りの相対効。また、当事者以外の第三者に対する情報提供の観点から、裁判所、あるいは特許庁のホームページにおいて、特許番号の情報を付加する等により、特許番号に基づいて判例を検索できることとする。以上が1点目でございます。

2点目といたしまして、「侵害訴訟と特許無効審判の判断齟齬防止、審理の迅速性の確保等」です。

まず、(1)といたしまして、判断齟齬の防止を図るため、特許無効審判を審理する審判合議体が、必要に応じて、侵害訴訟において提出された上記1の抗弁等の関係資料を裁判所から入手できるようにすること等により、裁判所と特許庁の進行調整を充実させるとしております。

ここにございます関係資料といたしましては、その抗弁に関する資料、あるいはその判断の前提となる特許請求の範囲の文言の解釈についての主張・立証に関するようなものも想定されるものと理解しております。

(注1)を御覧いただきますと、ここは甲案、乙案で議論のあったところですが、対世的な無効を求める非権利者側当事者の特許無効審判の請求は、侵害訴訟係属の有無を問わず制限しない。乙案型であることを記載させていただいております。

ページをめくっていただきまして、(注2)でございますが、紛争の実効的解決の観点から、同時係属している特許無効審判については、早期に審理する対象とすることで判断齟齬を防止する。また、両者の判断が齟齬するおそれがあるときは、裁判所は裁量により訴訟手続を中止する。これは現行の特許法第168条の規定により可能なことであると考えております。

1ページに戻っていただきまして、一番下の(2)ですが、1の抗弁が審理を不当に遅延させることを目的としてされたものと認められる場合には、裁判所はこれを却下できるようにするというところでございます。

続きまして、「3 特許権者の防御手段」ですが、現行法上の特許権者の防御手段には変更を加えない。具体的に申しますと、注にございますように、特許庁において訂正審判等を請求できることとし、紛争の実効的解決の観点から、訴訟係属

中に請求のあった訂正審判等については、早期に審理する対象とすることといたしております。

「4 特許権以外の知的財産権侵害訴訟と無効審判の関係等について」ですが、特許権侵害訴訟のみならず、実用新案権、意匠権、商標権の侵害訴訟と無効審判の関係等につきましても、同様の問題があることから、これと同様の手当てを行うこととするという、以上の4つの観点からのとりまとめをさせていただいております。

伊藤座長 どうもありがとうございました。ただいま説明がございました侵害訴訟と特許無効審判の関係等につきましても、どなたからでも結構でございますので、御質問、御意見を願います。

加藤委員 若干、念のためになるかもしれませんが、産業界の一員として、紛争の一回的解決を目指す立場から、明らか要件の除去とともに、侵害訴訟開始後の特許無効審判請求を遮断することを提言していたところでございます。

本案によりますと、明らか要件は外していただけるということになったものの、無効審判は並行して請求可能ということになっております。ただ、私としては、最も希望することと言いますが、最も大事なことは、やはり明らかか否かにかかわらず、侵害訴訟の中で無効主張ができるようにすることと考えますので、その点が盛り込まれたことについては、まず感謝申し上げます。

残る無効審判遮断の問題につきましては、とりわけ和解を視野に入れたような交渉材料をつくるための主たる目的とする審判請求を抑制するために、ペーパーの第2項に書いてあるような裁判所、特許庁間の連携が図られれば、完全とは言いませんけれども、相当程度の抑制効果は期待できるのではないかと考えますので、全体として本案を支持させていただきたいと思っております。

この意味においても、ペーパー記載の判断齟齬の防止、あるいは審判の迅速性確保は非常に重要なポイントになるのではないかとと思っておりますので、条文の規定ぶりだけではなく、かなりの部分、実務的に無効審判、訂正審判を早くやっていただくとか、あるいは裁判所においては柔軟な訴訟中止手続をとっていただくとかしていただく必要がありますので、この点、特段の配慮をお願いしたいと思います。全体として本案を支持させていただきたいと思っております。

飯村委員 第1論点に関しては、侵害訴訟と特許無効審判の関係について、一元化、あるいは矛盾のある判断が出ないようにという要望があって、それについて検討してきたわけでございます。侵害訴訟において、迅速でかつ質の高い紛争解決を目指すのであれば、その解決方法としては、2つが考えられて、しかも、それ以外は考えられないように思われます。その1つは、無効審判の判断が速やかになされて、その結果を前提として侵害訴訟の判断が出されるという方向での解決策であり、もう1つは、侵害訴訟の判断について、加藤委員が言われたような、例えばその審理の結果を尊重させて遮断効を創設するとか、紛争解決能力を高めるという解決方法があり得ると思っております。

ところが、侵害訴訟において、現在の判例であります、無効が明らかであるという場合に限らず、無効でありさえすれば請求を棄却するという判断ができるというのは、侵害訴訟における判断と無効審判の判断の違いが直接的に侵害訴訟の判決の効力に影響を及ぼしてしまうということになってしまっていて、その意味では、紛争解決能力が著しく低下するおそれがあります。侵害裁判所が、判断の違いによる紛争解決機能の低下をミニマムにするためには、審理をより重くして、迅速解決という要請については、後退するのではないかと懸念を持っております。

結局、運用面では、迅速審理に対する悪影響をある程度やむを得ないものとして受け入れざるを得ないように感じます。その点について、前回の議論でも、制度のよしあしについて、ユーザーに聞けということですが、ユーザーがそういうことでいいということであれば、この案もやむを得ないであろうと思っております。その点について、ユーザーの意見を改めて確認したいと思います。

伊藤座長 それは加藤委員などの御意見を求めたいということですか。

飯村委員 そうです。

伊藤座長 先ほどこの案で賛成とおっしゃったのは、そういうことも含むかと思っておりますが。

加藤委員 その部分も、ややマイナス面も出てくる、それはあり得ると思っておりますけれども、全体のメリットの方がやはり大きいのではないかとということで、産業界として受忍しなければいけないポイントがあるとすれば、それは受け入れさせていただくことはもちろんでございます。

阿部委員 先ほどの加藤委員の賛成の理由に加えて、もう一つ我々として、この案で妥当ではないかと思うのは、紛争の一次的解決という意味が、裁判所で全部を片付けるということではなくて、同じ当事者間の争いをもう一回繰り返さないという意味で、実質的に、出戻りしないで片付けるという意味に理解すべきではないかと思えます。

そういう意味において、一次的解決が図れる意味があるということでございます。

荒井委員 第1の侵害訴訟における特許権に基づく請求の制限でございますが、現状よりも評価されているという意味で、評価したいと思えます。

(注3)でございます裁判所や特許庁のホームページの充実、このところを是非早く、しかも検索しやすい形でやっていただきたいという希望を申し述べたいと思えます。

2の、裁判所と特許庁の進行調整を充実させるということでございますが、これは前からの懸案ではございまして、なかなか従来、こういうことを言っても、実際には、効果を上げている場合もあれば、必ずしも効果が上がっていないケースもございましたので、是非、今回は体系的に、裁判所と特許庁の進行調整がもちろん早めに調整されて、効果が上がっていくということについても期待をしたいと思えます。

3点目の特許権者の防御手段ですが、是非早期審理を充実するというところで、これは特許庁においても、一層の御努力をお願いしたいと思います。

小林委員 本案につきましては、基本的には前回までに議論していた乙案ということで、私どもとしては、乙案が一番バランスが取れているのではないかということをお願いしてきたことから、結論においては賛成したいと思います。

今、何人かの委員の方から、審判の早期審理につきまして特段の配慮をすべきという御指摘を承りました。これにつきましては、前回までに何回か申し上げたこととございますけれども、いろいろな手段を講ずることによって、現在でもかなり迅速化しておりますし、更に一層の迅速化ということの特許庁としても目標にいたしておりますので、その点については特に配慮をして、今後もよりそういった審理が可能になるように進めたいと考えております。

他方、裁判所との間の情報共有ですとか、進行調整につきましては、私どもだけでできる話ではないので、裁判所の方とも相談させていただきつつ、実効性のある運用ができるように努めたいと思えます。

櫻井委員 先ほど飯村委員がおっしゃったことですが、理論面ということと言いますと、明らか要件を外して、無効事由の有無を裁判所が審理できるようにするという点については、公定力という観点から言いますと、制度としては、今まで傷がなかったものに傷をつけた、もしくは、問題があったことを更に問題を大きくしたという面があります。しかも、相対効で、一般的にホームページで公表することとありますので、そういう大きな疑念があり、それをお含み置きいただいて、産業界の方が賛成されるということであれば、過渡的なものとして理解するより仕方ないと思えます。そのうち抜本的な改革がいずれ必要になるだろうということはあるかと思っております。また、法文ができた段階でそれを理論的にどう整理するかということは、別途考えるべきことだろうと思っております。

短期的には、そういう意味で制度的な欠陥はあるのですけれども、それを2のところ、判断齟齬を防止する措置を運用面に委ねるということで、裁判所と特許庁の御負担が大変重くなるだろうなということでお気の毒ですねというのが感想でございます。

伊藤座長 ほかにございますでしょうか。

そういたしますと、何点か要望、確認、感想がございましたけれども、事務局の案そのものについては、御異議がないというふうに承りまして、事務局案のようにとりまとめさせていただきたいと思えますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございます。

引き続きまして、第2論点でございます。知的財産訴訟における専門的知見の導入、特に裁判所調査官の権限の拡大・明確化等について、資料に基づいて事務局から説明をお願いします。

[知的財産訴訟における専門的知見の導入 - 特に裁判所調査官の権限の拡大・明確化等 - について]

坂口企画官 それでは、知的財産訴訟における専門的知見の導入について御説明いたします。資料の3ページを御覧ください。

知的財産訴訟において裁判所が専門的処理体制を一層強化し、審理の更なる充実・迅速化を図るため、次のように、裁判所調査官について、その中立性を確保しつつ、その権限の拡大・明確化を図ることとしております。

まず「1 裁判所調査官の権限の拡大・明確化」として、裁判所は、必要があると認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所において知的財産権に関する事件の審理及び裁判に関して調査を行う裁判所調査官に、当該事件において次の事務を行わせることができることとし、この場合において、当該裁判所調査官は、当該事件において、裁判長の命を受けて当該事務を行うことができることとするとしております。

この意味ですが、まず前段では、裁判所調査官がこのページの(1)から(4)の事務を行うことについて、包括的に決定するのは裁判所、すなわち合議によるものとしており、一方、後段では、裁判所調査官が事件ごとに具体的にどのような事務を行うかについては、裁判長の命、すなわち訴訟指揮によるものとしております。

具体的な権限ですが、(1)として、口頭弁論の期日等において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すこととしています。この表現は、民事訴訟法149条、裁判長の釈明権の規定と合わせているものです。裁判所調査官は裁判長の訴訟指揮の範囲でその権限を行使することから、表現を合わせているものです。

なお、裁判所調査官が釈明権を行使し得る具体的な期日、手続については、(注1)として記載しておりますように、口頭弁論期日のほかに、弁論準備手続、書面による準備手続、証拠保全手続、インカメラ審理及び進行協議期日等が考えられます。

具体的な権限の(2)ですが、証拠調べの期日において、証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発すること。(3)和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明をすること。(4)裁判官に対し、事件についての参考意見を述べるができるものとしております。なお、この参考意見については、(注2)に記載していますように、裁判の評決に至るまでの評議の過程で参考意見を述べることも含まれるとするものです。

次に「2 裁判所調査官の中立性の確保等」についてです。

今回、このように裁判所調査官の権限が拡大されることに伴い、その中立性を制度的に保障するために、除斥・忌避等の規定を準用することとしております。

また、これまでこの検討会で御議論いただいた内容のうち、運用事項に相当するものと思われるものを(注1)から(注3)として整理しています。

まず(注1)では、裁判所調査官と訴訟当事者との理解・認識の共通化のイメージを記載しております。裁判所調査官が、上記1(1)～(3)に掲げた権限を行使する際に、必要に応じて、技術的事項等についての自らの理解・認識を裁判官の面前で当事者に示すことで、裁判所調査官、ひいては裁判官を含む裁判所側と当事者との間で、事件全体についての理解・認識の共通化を図ることが可能となるとしております。

また(注2)では、いわゆる給源について書いておりますが、知的財産訴訟に関与する裁判所調査官としてどのような者を活用すべきかという点については、特に法令上の制限を設けないこととし、運用の在り方としては、特許庁審査官・審判官、弁理士を中心として、中立性・公平性の確保等に留意をしつつ、幅広く適任者を活用することが考えられるとしております。

また(注3)では、裁判所調査官と専門委員との関係について、その運用の在り方としては、裁判所調査官は技術的知見及び特許法等に関する知識を有する者とし、原則として審理に関与することとすること、専門委員は技術的知見を有する者とし、種々の技術分野について、必要に応じて審理に関与することとすることが考えられるとしております。

伊藤座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のあった事項につきまして、どなたからでも結構でございますので、御質問、御意見をお願いしたいと思います。

阿部委員 質問をいいですか。(注2)で給源の話が出てきておまして、「特許庁の審査官・審判官を中心として」と書かれております。中立性、公平性の確保等に留意しつつとなりますと、民間からということは当面は考えないということで理解してよろしいのでしょうか。

近藤参事官 ここに書かれているもの自体は、今後の運用の問題でして、今まで出てきた議論として、どういうイメージでなされていたのかということを確認するために書いてありまして、民間から今後あり得ないということを書いているつもりではございません。それはその時の情勢によって、そういう者でも中立性、公平性の点で問題なからうということであれば、そういう認識になってくれば、そういうことも当然あり得ると思っています。

阿部委員 分かりました。

飯村委員 今の阿部委員の質問に対してですけれども、特許庁職員などの公務員から採用する場合は別ですが、それ以外に給源を求める場合は、原則的には公募という形にしますし、また、弁理士資格を持っている者に限るといえることにはならないという考え方を持っています。時々状況に応じていろいろな態様はあり得ることだとは思いますが。

阿部委員 もう一つ、ここに書かれたことは、法律が何かに決めるということで理解してよろしいのでしょうか。

近藤参事官 このレジュメ全体を通じてですけれども、大きな文字で書かれているものについては、基本的には法律事項。今の調査官の権限の拡大の明確化についても、1の「裁判所は」から、(1)から(4)まで書かれている、こういうところは法律事項になるだろう。2も、本文として大きな文字で書かれているところは法律事項になるだろうと考えております。

末吉委員 全体として反対ではなくて賛同したいのですが、意見を申し上げたいと思います。

かねてより、調査官の認識と当事者の認識に齟齬があって、当事者が十分に攻撃防御方法を使い切れない場合があるのではないかと問題点を指摘してまいりました。確かに中立性の確保のところでも議論してまいりましたが、よく考えてみると、もともとは調査官の権限の問題のようにも思います。

3ページから4ページにかけての(注1)では、「上記1(1)～(3)に掲げた権限を行使する際に」という記載になっておりますが、もう少し広く、基本的には調査官の認識と当事者の認識の齟齬がある場合に、それを是正する方策を取られることが望ましいのではないかと考えます。それはもしかすると、法律事項にもなるかもしれませんが、どちらかというところ、項番2番よりは項番1番の問題になるのかもしれない。

近藤参事官 今の末吉委員からの御発言が、まさにこの第2論点のところでも最大の論点になっていたと思います。調査官がつくる報告書についての開示の在り方をどうするのかということが問題となって、その開示の在り方について、開示をすることによって、かえって審理が硬直化したり遅延したりという混乱を招くのではないかという意見をj経て、この(注1)のような形で、普通の裁判官と当事者と同じような関係を調査官においても構築をして、その中で心証をとることを考えたかどうかということにだんだん落ち着いてきたのではないかと思います。

ただ、末吉委員がおっしゃるような懸念も十分分かりますので、運用面の問題になってくると思いますが、是非、こういう議論があったということ踏まえて運用していただけるような形も考えていただきたいと思います。

伊藤座長 末吉委員、よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。そういたしますと、この点につきましても、御要望等ございましたけれども、事務局案そのものにつきまして反対ないし御異議があるということではないように承りましたので、この案のようにとりまとめさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは引き続きまして、第3論点であります侵害行為の立証の容易化のための方策につきまして、資料に基づいて説明をお願いします。

〔侵害行為の立証の容易化のための方策について〕

小田主査 それでは御説明申し上げます。資料の5ページ以下を御覧ください。

第3論点では、3つの事項につきまして、改正することを考えております。1つ目が秘密保持命令についてでございます。2つ目が営業秘密が問題となる訴訟の公開停止。3つ目、これは6ページに書いてございますが、いわゆるインカメラ審理手続の整備でございます。

1点目の秘密保持命令から御説明申し上げます。5ページの1の(1)を御覧ください。

まず秘密保持命令の要件についてでございますが、準備書面又は証拠の内容に営業秘密が含まれていること。これが要件の1つ目でございます。要件の2つ目が、当該営業秘密の訴訟追行以外の目的への使用又は開示を防止する必要があることにつき疎明がされた場合。この(a)と(b)、2つにつき疎明がされた場合には、当事者の申立てにより秘密保持命令が出るということになります。

その秘密保持命令の内容でございますが、当事者と訴訟代理人又は補佐人に対して当該営業秘密につき、訴訟追行以外の目的への使用又は秘密保持命令を受けた者以外の者への開示をしてはならない旨を命ずることになります。

そして、秘密保持命令に違反した場合の効果でございますが、秘密保持命令に違反した者に対しては所要の罰則を科すこととするという内容にしております。

(2)でございますが、これは取消し等について記載してございます。秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、秘密保持命令の要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として秘密保持命令の取消しを申し立てることができるものとしてございます。

議論のございました効力の存続期間についてでございますが、秘密保持命令はこの取消しがあるまで有効であるとしております。

その下に注が3つ付いてございます。(注1)は当事者等の定義についてでございます。

(注2)についてでございますが、秘密保持命令が発令されるのは、当該営業秘密が当事者等が当該訴訟の過程において初めて知り得たものである場合に限られるものとしてございます。

(注3)でございますが、後記2の場合、つまり公開停止の場合ですが、この場合についても秘密保持命令が出せるということを考えてございます。

「2 営業秘密が問題となる訴訟の公開停止」、非公開審理につきましては、不正競争による営業上の利益の侵害又は特許権等の侵害を理由とする差止請求、損害賠償請求若しくは信用回復措置請求又はこれらの請求権の不存在確認請求の訴訟において、当事者等がその侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって、当事者の保有する営業秘密に該当するものについて、当事者本人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は裁判官全員の一致により、次の及びの要件に該当するものと認めるときは、公開を停止することができるものとするとしてございます。

要件でございますが、として、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより、当該営業秘密が非公知性・秘匿性を失うことによってその当事者の当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができないという真にやむを得ない事情があること、これがまず1つ目でございます。として、当該陳述を欠くことにより、他の証拠のみによっては当該事項の判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害又は特許権等の侵害の有無について適正な判断をすることができないという、現に誤った裁判がされるおそれがあること。この2つについて疎明があった場合には、当事者の尋問等を公開しないで行うことができるというものでございます。

6ページの(2)でございますが、その際の手続といたしましては、上記(1)の要件に該当するか否かの適正な判断を確保するための手続として、裁判所が公開停止の決定をするに当たって、あらかじめ当事者等の意見聴取の手続をとらなければならないものとし、上記(1)の要件に該当するか否かを判断するための審理において、営業秘密の保護を担保するため、インカメラ審理に類する規定を設けるという、この2つを考えてございます。

公開停止の決定に基づく非公開の尋問手続の適正を確保するための手続規定としては、裁判所が公開停止の決定に基づく非公開の尋問を行うに当たっては、当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨の理由とともに言い渡すこととし、当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならないものとするなどの規定を設けることを考えてございます。

3点目の、いわゆるインカメラ審理手続の整備でございますが、特許法第105条第2項等の定める文書提出拒否事由の審理においては、営業秘密を含む文書について当該審理により提出拒否事由の有無の判断がされる場合における手続の透明性を確保するため、裁判所が提出拒否について正当な理由の有無を判断するのに必要と認める場合には、裁判所の裁量によって、当該文書提出命令の申出人、訴訟代理人又は補佐人から意見を聴取するため、これらの者にインカメラ審理の対象となる文書を開示することができるものとするとしてございます。

この場合には、当事者の申立てにより、先ほど申し上げました秘密保持命令を発令することができるものとしてございます。

(注)が付いておりますが、当事者自身が必ず開示を受けなければならないものではないかと、訴訟代理人、または補佐人のみが開示を受けることも可能であると考えております。

近藤参事官 今の説明に対して若干補足をさせていただきたいと思っております。

5ページ目の秘密保持命令の(1)で、要件の(a)として「準備書面又は証拠の内容」と記載されておられて、「準備書面」という形にさせていただいております。これは前回の検討会の時に、「訴状又は答弁書、準備書面」という形で書いておられて、飯村委員から、訴状、答弁書はどうだろうかという御指摘がありました。それを事務局内で持ち帰って検討して、訴状については、やはりこの中に含ましめるこ

とは訴訟手続上もいろいろな困難を招いてしまう。送達等においていろいろな問題があるので、これは省いた方がいいということで、訴状は除いております。

答弁書は除かれているかという、答弁書は必ずしも除いている趣旨ではございません。民訴法上、答弁書も準備書面であるという言い方をされておりますので、答弁書をあえて除かなければいけないということになるかという、必ずしもこれを除かなくても、それほど手続上の困難というのは生じないと思っております、これは除いておりません。その点を付加させていただきます。

それから、6ページの公開停止の要件のところ、前回は、事業活動の継続が困難というのと、事業活動に著しい支障が生ずるというのと、両方の案を提示させていただいております。前回の御議論の中で、事業活動に著しい支障が生ずることが明らかであるという要件の方がいいのではないかと御議論がございましたので、それを採用させていただいているということでございます。

伊藤座長 それでは、ただいまの事務局の説明、補足も含めまして、これにつきまして、御意見、御質問をお願いいたします。

阿部委員 秘密保持命令は裁判所が発すると思うのですけれども、それに違反した場合には、罰則ということになりますと、この部分は検察官が公訴を提起するところから手続が始まるのだと思うのです。端緒は告訴とか告発というところから始まると思うのですけれども、親告罪にするということについてはどうでしょうか。

近藤参事官 営業秘密というものが最終的な保護法益に入っていることは間違いなくと思いますので、親告罪にするという選択肢も念頭に置いて検討しております。

加藤委員 確認でございます。5ページ目の「2 営業秘密が問題となる訴訟の公開停止」の1行目に「不正競争による営業上の利益の侵害又は特許権等の侵害」と書いてありまして、「等」の問題でございますが、私の理解では、ボトムラインから先に申し上げますと、不正競争防止法上の営業秘密、それから特許権、実用新案権、ここまでは確実に公開停止の対象となり得る訴訟という理解は非常に素直に出ますが、特許権「等」と書いてございますので、意匠権、商標権、著作権、とりわけ著作権の中でもプログラムに関わる著作権も含むという理解でよろしいのでしょうか。

私の意見を若干言わせていただきますと、プログラム著作権では、ソースコード、オブジェクトコードという問題もございまして、当然対象となり得るだろうと考えられます。

意匠権、商標権については、余り出てこないと思うのですが、さりとて一方では、これを積極的に除くというのはないような気がいたします。そういった意味で、私の感覚としては、入るのかなと思うのですけれども、その意味での確認でございます。

近藤参事官 どの範囲で実行するのかということについても、これは大きな問題ではあると思っております。今おっしゃったボトムラインとしての不正競争防止法、特許侵害、それから実用新案権の侵害、これについては、この規定を設けるべきであるというのが、この検討会での主な意見であって、そういう方向で進めているところでございます。

他方、それ以上に広げられるのかと言いますと、なかなかそれだけの立法の必要性、立法事実があるのか。立法事実があるのかどうかというのは、かなりこの検討会でも議論していただいて、なかなか議論自体が出てこなくて、どうだろうかというところもありました。また、余り広げてしまうと、なかなか全体としての立法もしづらというところもありますので、現在考えているのは不正競争と特許、実用新案ということで、そこで規定を設けていない部分については、現行法と同じように、そこは公開停止ができないというわけではなくて、憲法の解釈との関係で公開停止ということは当然あり得る、公開停止が全くできなくなってしまうということではないという解釈をしております。

加藤委員 そうしますと、不正競争防止法、特許法及び実用新案法の中に、公開停止とありますが、この点が規定されるという理解をすればよろしいということになりますか。

近藤参事官 はい。

沢山委員 秘密保持命令についての確認ですが、(注1)を見ますと、秘密保持命令の名宛人は、全員自然人のように見えるのですが、訴訟の対応をしているときに、会社のメンバーは変わる場合が非常に多くて、そういう場合は追加という手

続が必要だと、この人に秘密保持命令を課していただきたいという手続を取ってくださいという御趣旨だと理解していいですか。

近藤参事官 そうです。

阿部委員 余り起らない話かもしれませんが、刑事手続に入ったときに、裁判所は秘密保持命令を出すという話にはならないのでしょうか。

近藤参事官 ここで検討しているのは知財訴訟の民事訴訟の問題について、私ども刑事の方はよく分からないところがありますし、憲法上も、公開の問題は民事と刑事は一応区別されて考えられておりまして、ここでの議論というのは民事を前提に今までやってきまして、その検討の結果のこの秘密保持命令も、民事のことを念頭に置いて考えられていて、刑事手続において、こういうことを導入するということは考えておりません。

末吉委員 秘密保持命令も不競法と特許法、実用新案法における立法という理解でよろしいでしょうか。それとももう少し一般的な立法をお考えでしょうか。

近藤参事官 秘密保持命令が具体的にどんな場面かというのは、議論の経過から申しますと、インカメラ審理のところから議論が始まっておりまして、インカメラ審理のときに、ほかの人にも見せることができたらどうだろうかという形で御指摘があったと思います。

インカメラ審理として、こういう視点を設けなければいけないものというのは、特許・実用新案に限らず意匠・商標、著作権にもインカメラ審理手続というのはあって、そこで同じようなインカメラ審理についての拡張の形を考えざるを得ないということになりますので、秘密保持命令についても、公開停止よりも広い範囲で考えていくということだと思います。

伊藤座長 ほかに御質問等ありましたらどうぞ。

それでは、よろしいでしょうか。そういたしますと、この事務局の案そのものについては御異議がないようですので、第3論点につきましても、このような形でとりまとめさせていただきます。

そこで、これらの3つの論点の改正の方向性については、本日御了解をいただいたことにさせていただきたいと思います。立法化の必要なものにつきましては、事務局におきまして、更に法制上の問題点等について詰めてもらいまして、最終的には内閣として法案を提出してもらうことになるかと思えます。

それでは、知財高裁につきましては、日程調整の上、年内に一度議論の機会を設けたいと思います。大変御多忙のところ恐縮でございますけれども、御協力を賜ればと存じます。

そこで次回の日程について、事務局から御連絡申し上げます。

近藤参事官 大変急な話で申し訳ないのですが、先週の金曜日に皆様の御都合を伺う御連絡を差し上げました。その調整をした上で、次回は12月25日木曜日、午後5時から1時間、同じこの第1会議室において、知財高裁についての御議論をお願いしたいと思います。(事務局注:次回(第16回)検討会は、1月21日水曜日午後1時からに延期された。)

また、予備日として設けております1月26日がございますが、まだ流動的ですので、なお、予定をお空けいただけるようお願い申し上げます。

伊藤座長 ということですので、恐縮でございますけれども、当面、御協力を賜ればと思います。

それでは、格別の御意見がなければ、これもちまして、第15回の知的財産訴訟検討会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(以上)